

目次

11月は労働保険適用推進強化期間です	1
平成29年度 県立産業技術専門学院入学生募集!	2
職場のトラブル解決サポートします!	3
11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です	4
茨城県の最低賃金	5
労働保険関係手続きのオンライン申請をご活用ください	6
労働委員会の窓から	7~8
11月はワーク・ライフ・バランス推進月間です	9
仕事と生活の調和推進計画・支援奨励金について/勤労者のための生活資金融資制度のご活用を	10



11月は労働保険適用促進強化期間です

茨城労働局では、労働保険適用徴収行政の重要課題として、労働保険の未手続事業の一扫を図るための対策を推進しています。また、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会茨城支部との連携にて労働保険の適用促進を図っています。

労働保険(労災保険と雇用保険の総称)は、法律により一人でも労働者を使用する事業主に加入が義務付けられています。

労災保険給付や失業等給付を通じた労働者の保護、福祉の増進に寄与する制度として、重要な役割を担っており、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担、労働者の福祉の向上等の観点から未手続事業の解消が極めて重要となっています。

労働保険の適用事業場の現状は、依然として小規模零細事業を中心に未手続事業がなお相当数残されている実情にあります。

そこで、本年11月を「**労働保険適用促進強化期間**」と定め全国的に広報活動を展開し、もって労働保険制度のより一層の理解、周知を図り、労働保険の適用促進を図ることとしております。

労働者を雇っているにもかかわらず、現在も未手続きとなっている事業主の方は、最寄りの労働基準監督署又は公共職業安定所で労働保険の加入手続を行われますようお願いいたします。

問合せ先 茨城労働局総務部労働保険徴収室
電話 029-224-6213
<http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

平成29年度県立産業技術専門学院入学生募集!

県立産業技術専門学院では、ものづくり技能者を目指す平成29年度入学生の入学者選考試験B日程を下記のとおり実施いたします。

少人数制のクラス編制によりきめ細やかな指導を行っており、技能実習の時間を多く取り入れ、就職に有利な資格を数多く取得することが出来るなど、実践的なカリキュラムとなっています。就職に強く、毎年、ほぼ全員が希望どおり就職して**高い就職率**となっています。多くの皆様のご応募をお待ちしております。

記

1 募集内容について

募集施設	訓練期間	募集訓練科	募集定員
産業技術短期大学校併設 水戸産業技術専門学院 水戸市下大野町 6342 (TEL029-269-2160)	2年	自動車整備科	20名
		建築システム科	25名
日立産業技術専門学院 日立市西成沢町 3-9-1 (TEL0294-35-6449)	1年	電気工事科	20名
		機械加工科	15名
鹿島産業技術専門学院 鹿嶋市大字林 572-1 (TEL0299-69-1171)	2年	金属加工科	20名
		プラント保守科	20名
土浦産業技術専門学院 土浦市中村西根番外 50 (TEL029-841-3551)	2年	機械技術科	20名
		コンピュータ制御科	20名
		自動車整備科	20名
筑西産業技術専門学院 筑西市玉戸 1336-54 (TEL0296-24-1714)	2年	機械システム科	20名
	1年	電気工事科	20名

2 選考試験について

	入学者選考試験B日程
受付期間	平成28年11月14日(月)～12月12日(月)
選考試験日	平成28年12月16日(金)
合格発表日	平成28年12月22日(木)
試験場所	入学を希望する産業技術専門学院

※ A日程で定員を満たした訓練科は、B日程の試験を実施いたしません。応募方法他応募資格等の詳細については、各産業技術専門学院にお問い合わせください。

【短期課程】のご案内

18才以上の若年求職者を対象とした1年間の訓練です。高校卒業見込みの方も受験できます。詳しくは、各学院または最寄りのハローワークにお問い合わせください。

		受付期間	選考日	合格発表
IT技術科 (土浦)	第1回	11/21(月)～12/9(金)	12/16(金)	12/21(水)
	第2回	1/30(月)～2/17(金)	2/26(金)	3/2(水)
	第3回	3/6(月)～3/17(金)	3/22(水)	3/23(木)
生産CAD科 (鹿島)	第1回	募集終了	-	-
	第2回	募集終了	-	-
	第3回	11/14(月)～12/12(月)	12/16(金)	12/22(金)
	離職者	2/8(水)～3/3(金)	3/7(火)	3/9(木)
金属加工科 (筑西)	第1回	募集終了	-	-
	第2回	募集終了	-	-
	第3回	11/14(月)～12/12(月)	12/16(金)	12/22(金)
	第4回	1/23(月)～3/10(金)	3/17(金)	3/21(火)

職場のトラブル解決サポートします！

茨城労働局では、労働局内及び県内 8 つの労働基準監督署内に**総合労働相談コーナー**を設け、個別紛争解決促進法に基づく**個別労働紛争解決援助サービス**として、労働における各種問題・トラブルに関する相談・問い合わせに対応する**総合労働相談**、民事上の個別労働紛争について、紛争当事者からの申出に基づく労働局長による**助言・指導**、紛争調整委員会による**あっせん**を行っています。



【助言・指導】

職場における民事上の個別労働紛争について、都道府県労働局長が、紛争当事者に対し、その問題点を指摘し、解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な紛争解決を促進する制度です。

- 【例】 ①職場の先輩からパワハラを受けているが、会社は対処してくれない⇒**《助言の実施》**⇒配置転換により解決
 ②転職のため退職を申し出たが、会社が認めてくれない。⇒**《助言の実施》**⇒退職届が受理され解決

【あっせん】

職場における民事上の個別労働紛争について、公正・中立な第三者（弁護士など学識経験者）が紛争当事者の話し合いを仲介し、双方の主張の要点を確認し、意見の調整を行うことにより、紛争の解決促進を図る制度です。

- 【例】 ①解雇されたが、解雇理由に納得できず、金銭的補償を求めたい⇒**《あっせんの開催》**⇒解決金の支払により解決
 ②パワハラを受け退職せざるをえなくなった。金銭補償を求めたい。⇒**《あっせんの開催》**⇒解決金の支払により解決

⇒ 詳しくは、最寄の下記一覧の総合労働相談コーナーまでお問い合わせ下さい。

県内の総合労働相談コーナーの所在地・連絡先

コーナー名	所在地	電話番号
茨城労働局 総合労働相談コーナー	〒310-8511 水戸市宮町1-8-31 6F 茨城労働局雇用環境・均等室内	029-277-8295
水戸 総合労働相談コーナー	〒310-0015 水戸市宮町1-8-31 3F 水戸労働基準監督署内	029-226-2237
日立 総合労働相談コーナー	〒317-0073 日立市幸町2-9-4 日立労働基準監督署内	0294-22-5187
土浦 総合労働相談コーナー	〒300-0043 土浦市中央2-14-11 土浦労働基準監督署内	029-821-5127
筑西 総合労働相談コーナー	〒308-0825 筑西市下中山581-2 筑西労働基準監督署内	0296-22-4564
古河 総合労働相談コーナー	〒306-0011 古河市東3-7-32 古河労働基準監督署内	0280-32-3232
常総 総合労働相談コーナー	〒303-0022 常総市水海道淵頭町3114-4 常総労働基準監督署内	0297-22-0264
龍ヶ崎 総合労働相談コーナー	〒301-0005 龍ヶ崎市川原代町四区6336-1 龍ヶ崎労働基準監督署内	0297-62-3331
鹿嶋 総合労働相談コーナー	〒314-0031 鹿嶋市宮中1995-1 鹿嶋労働基準監督署内	0299-83-8461

11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため茨城労働局では、同月間にあわせ、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「**過重労働解消キャンペーン**」を実施します。

事業場の皆様におかれても、過重労働に係る健康障害を防止し、また賃金不払残業を解消するために、次の取組をお願いします。

過重労働による健康障害を防止するために

- ① 時間外・休日労働時間の削減
 - ◆ 時間外労働・休日労働に関する協定は、限度基準に適合しているものとする必要があります。
 - ◆ 特別条項付き協定により月45時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は45時間以下とするよう努めましょう。
 - ◆ 休日労働についても削減に努めましょう。
- ② 年次有給休暇の取得促進
 - ◆ 年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくり、計画的付与制度の活用などにより、年次有給休暇の取得促進を図りましょう。
- ③ 労働者の健康管理に係る措置の徹底
 - ◆ 健康管理体制を整備し、健康診断を実施しましょう。
 - ◆ 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。

賃金不払残業を解消するために

- ① 労働時間適正把握基準を順守しましょう。
- ② 職場風土を改革しましょう。
- ③ 適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
- ④ 労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化し、チェック体制を整備しましょう。

労働条件のお悩みには、労働局や労働基準監督署の「総合労働相談コーナー」の外に以下のほっとラインでも電話相談をお受けしています。

労働条件相談 ほっとライン	フリーダイヤル 0 1 2 0 - 8 1 1 - 6 1 0
月・火・木・金	午後 5 時から午後 10 時
土・日	午前 10 時から午後 5 時

【茨城労働局の取組】

茨城労働局のホームページで

「**過重労働解消キャンペーン**」で検索できます。

～トップが決意を持って、長時間労働の削減に向けた取組を推進しましょう。～

11月は「**過重労働解消キャンペーン**」期間です。

働き過ぎではありませんか？

STOP 過重労働

あなたは一日の中でどのくらい仕事をしていますか？
効率の良い仕事をする環境がありますか？
健康なからだ、適切な労働時間、健全な労働環境。
この標榜に一度、見直してみませんか？

無料 過重労働等に関する相談はこちら
「**過重労働解消相談ダイヤル**」 ▶ **0120-794-713**
11月6日@ 9:00～17:00

専用WEBサイト 過重労働解消キャンペーン 検索

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

茨城県の最低賃金

I 地域別最低賃金

件名	最低賃金額	効力発生	適用範囲
	時間額(円)	年月日	
茨城県最低賃金	771	平成 28.10.1	茨城県内の事業所で働くすべての労働者

II 特定(産業別)最低賃金

- ※ 適用除外 (特定(産業別)最低賃金を適用せず茨城県最低賃金を適用する労働者)
 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
 (3) 清掃、片付けの業務に主として従事する者 (4) 下表の備考欄の適用除外業務に従事する者
 ※ 主要な経済活動が適用範囲に掲げる産業に分類される純粋持株会社は、当該適用範囲に含まれます。
 ※ 件名及び適用範囲は、日本標準産業分類によります。

産業名	最低賃金額	効力発生	適用範囲	備考(適用除外等)
	時間額(円)	年月日		
鉄鋼業	851	平成 27.12.31	茨城県内の鉄鋼業の事業所で働く労働者	手作業による製品の洗浄又は包装の業務に主として従事する者については、茨城県最低賃金を適用する。
はん用機械器具、 生産用機械器具、 業務用機械器具製造業	825	平成 27.12.31	茨城県内のはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業のいずれかの事業所で働く労働者 ただし、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業(毛糸手編機械製造業(同附属品製造業を含む)を除く)、包装・荷造機械製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所で働く労働者を除く。 並びに、業務用機械器具製造業のうち、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所で働く労働者を除く。	次に掲げる業務に主として従事する者については茨城県最低賃金を適用する。 イ 賄いの業務 ロ 手作業による小物部品の包装若しくは箱入れ又は製品の洗浄若しくはバリ取りの業務 ハ 主に、卓上において操作が容易な手工具又は小型手持電動工具を用いて行う組線、巻線、組付け又は取付けの業務
計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、 医療用機械器具・医療用品、 光学機械器具・レンズ、 電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具、 時計・同部分品製造業	821	平成 27.12.31	茨城県内の計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所。並びに電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業のいずれかの事業所で働く労働者。 ただし、電気機械器具製造業のうち電球製造業、一次電池(乾電池、湿電池)製造業、医療用電子応用装置製造業、情報通信機械器具製造業のうちラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業、その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業のうち音響部品・磁気ヘッド・小型モーター製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所で働く労働者を除く。 また、測量機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所で働く労働者を除く。	
各種商品小売業	795	平成 27.12.31	茨城県内の各種商品小売業の事業所で働く労働者 なお、各種商品小売業とは、衣・食・住にわたる各種の商品を小売する事業所で、そのいずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所をいう。(百貨店・総合スーパー・よろず屋等)	

詳しくは、茨城労働局ホームページの「茨城県の最低賃金」をご覧ください。
お問い合わせ先は茨城労働局 労働基準部 賃金室 (029-224-6216) となります。

10月27日～11月2日は電子政府利用促進週間です！ 労働保険関係手続のオンライン申請をご活用ください。 ～業務の効率化、コスト削減に効果が期待できます。～

インターネットを使って、社会保険や労働保険の手続きができるのをご存知ですか。
「電子政府の総合窓口(e-Gov：イーガブ)」の電子申請システムを利用すると、窓口に行かなくても、24時間いつでも社会保険や労働保険の手続きが行えます。
オンライン申請は、書面による申請に比べて、次のようなメリットがあります、ぜひ、この機会にオンライン申請をご利用ください。

オンライン申請のメリット

- (1) 行政機関に出向く移動時間やコストが削減できます
- (2) 申請書類の作成が簡単で、事務効率が向上します

(1)行政機関に出向く移動時間やコストが削減できます

社会保険・労働保険の手続きのため、労働基準監督署、ハローワーク、年金事務所など役所の窓口に出かける機会は多くあります。そのための移動時間や費用も積み重なると大きな負担になりますが、オンライン申請の活用により、時間・コスト削減が期待できます。コスト削減効果を考える上で、次の試算を参考にしてください。

【オンライン申請により期待できる削減コスト】年間15,000～20,000円程度

○書面で申請を行う場合のコスト・・・約30,000円

- ・年間の社会保険・労働保険関係の届出・・・6回
- ・行政機関滞在時間、移動時間・・・2時間
- ・1回当たり往復交通費・・・320円
- ・時間当たり給与・・・2,383円

→ $2,383円 \times 2時間 \times 6回 + 320円 \times 6回 = 30,516円$

○オンライン申請を行う場合のコスト

- ・電子証明書の取得費など・・・10,000～15,000円程度
(公的個人認証の利用も可。公的個人認証の取得費は500円)

(2)申請書類の作成が簡単で、事務効率が向上します

申請内容によっては、複数の手続きを効率よく作成・申請することができます。
また、前年度記載したものを基に翌年度の書類が作れますので、最初から作成する必要がなく、手間が省けます。

入力チェック機能などにより、記入漏れや記入誤りなどを防ぐことができます。

なお、e-Govの使い方や操作方法について、分からない場合には、電話やメール、FAXで問い合わせることもできます。

【オンライン申請利用マニュアルなどのご紹介】

○オンライン申請ガイドブック (<http://www.e-gov.go.jp/doc/pdf/guidebook.pdf>)

○オンライン申請利用マニュアル一覧 (<http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>)

不明な点は、下記までお問い合わせください。

茨城労働局 総務部 労働保険徴収室

TEL029-224-6213 FAX029-224-6258



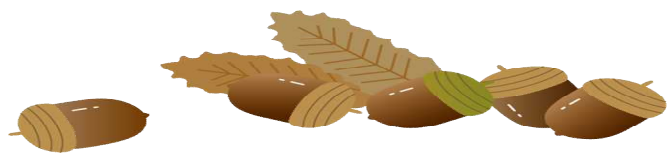
労働委員会の窓から

平成 28 年 8 月 1 日～平成 28 年 9 月 30 日



労働委員会は、中立・公正な立場で、労使紛争の解決に向けて争議の調整や不当労働行為の審査などを行っています。労働組合や使用者だけでなく、労働者個人で利用できるあっせん制度もありますので、是非ご活用ください。

🌾 今期の事件の状況



🌾 審査事件 (労働組合又は労働者からの申立てにより、不当労働行為に該当するかどうかを判定し、該当する場合救済を図る制度)

- ・・・当該期間中に新規申立てはありませんでした。
係属中の事件は **2 件** です。

🌾 調整事件 (労働組合と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度)

- ・・・当該期間中に新規申請が **1 件** ありました。係属中の事件は **1 件** です。

【新規事件の概要】

事件名	業種	申請年月日 申請者区分	あっせん事項
L 争議	教育, 学習 支援業	H28. 9. 28 労働組合	団体交渉の応諾

🌾 個別あっせん事件 (労働組合に加入していない労働者と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度)

- ・・・当該期間中に新規申請が **1 件** ありました。係属中の事件は **1 件** です。

【新規事件の概要】

事件名	業種	申請年月日 申請者区分	あっせん事項
G 事件	土木建設業	H28. 9. 28 労働者	退職金の支払い

☀ 労働相談会開催報告



個別的労使紛争のあっせんに係る労働相談会を開催しました。

10月1日(土)、20日(木)の2日間、茨城県労働委員会では、「個別的労使紛争のあっせんに係る労働相談会」を開催しました。

利用者の勤務形態を考慮して、1日目は、土曜日の日中に、いばらき就職・生活総合支援センターにおいて、2日目は、平日の夕方から、茨城県庁舎 23 階労働委員会事務局において相談会を行いました。なお、2日目は、電話での相談も受け付けました。



【電話相談を受ける石濱委員】

第3回労働相談会

日時：11月10日(木)

17:00～19:00

**場所：茨城県庁舎23階
労働委員会事務局**

電話での相談も行います。
労使間のトラブルでお困りの方、
ぜひご利用ください。
(事前に電話でご予約ください。)

相談時間は、1件約50分程度です。労働紛争を解決してきた弁護士などの公益委員、労働者委員、使用者委員が労働問題に関する相談を受け、労働委員会によるあっせんの活用を勧めるなどさまざまなアドバイスを行いました。

第3回目の労働相談会も予定しておりますので、どうぞご利用ください。

【お問い合わせ先】：茨城県労働委員会事務局

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6

TEL：029-301-5563 (総務調整課)、
029-301-5568 (審査課)

E-mail roudoui@pref.ibaraki.lg.jp

URL <http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/roudoui/index.html>

～労使紛争の迅速・的確な解決を目指します～

11月は、いばらきワーク・ライフ・バランス推進月間です。
働き方の見直しへの第一歩を踏み出しましょう！



11月16日(水)は「県内一斉ノー残業デー」

11月7日(月)～13日(日)は「休暇取得キャンペーン期間」

主催 茨城県 茨城労働局 いばらきワーク・ライフ・バランス推進協議会

仕事と生活の調和推進計画・支援奨励金について

仕事と生活の調和推進計画～ワーク・ライフ・バランスはじめの一步～



県では、ワーク・ライフ・バランスを実現するための「仕事と生活の調和推進計画」の策定を推進しています。計画を届け出た場合には、県のホームページ上で企業名と取組内容を紹介しますので、企業のイメージアップにつながります！

また、茨城県の建設工事の入札参加資格者名簿作成の際の加点項目となります。

(平成 27・28 年度資格者名簿分)

詳細は県労働政策課ホームページをご覧ください。(様式と計画の記入例を掲載しています)

仕事と生活の調和支援奨励金のご案内

県では、育児・介護休業法が努力義務としている休業制度や短時間勤務制度等を導入し、従業員に一定の期間利用させた中小企業主へ奨励金を支給しています。

★支給金額及び支給人数★

支給金額 1 人目：30 万円 (支給回数は 1 事業主につき 1 回)

奨励金の支給には要件がありますので、詳細は県労働政策課あてお問い合わせ下さい。

◆お問い合わせ・お申込み先◆

茨城県商工労働観光部労働政策課 労働・経済福祉グループ

電話 029-301-3635 FAX 029-301-3649

労働政策課ホームページ

<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/wlb/wlbtop.html>



勤労者のための生活資金融資制度をご活用ください

茨城県では、中央労働金庫と提携し勤労者の方が育児休業、介護休業を取得する間に必要な生活資金を低利で融資する制度を設けています。

	育児休業者生活資金貸付金制度	介護休業者生活資金貸付金制度
対象者	県内に住んでいる勤労者で、次の①～③に該当する人	
	①子を養育するために育児休業を取得し、育児休業終了後復職することが確かな人 ②現在の勤務先に原則 1 年以上勤務している人 ③前年度収入 150 万円以上の人	①介護休業を取得し、介護休業終了後復職することが確かな人 ②現在の勤務先に原則 1 年以上勤務している人 ③前年度収入 150 万円以上の人
使 途	育児休業中に必要な生活資金	介護休業中に必要な生活資金
融資額	100 万円以内 (但し、休業期間 1 ヶ月当たり 10 万円まで)	
融資利率	年利 1.5% (別途保証料 0.7%)	
返 済	5 年以内 (1 年以内の元金据置期間を含む)	
そ の 他	融資利率は、平成 28 年 4 月 1 日現在の利率です。予告無く変更する場合があります。審査に必要な書類等は下記までお問い合わせください。	

〈お借入申込み〉中央労働金庫県内各支店

〈お問い合わせ〉中央労働金庫茨城県本部 (TEL : 029-221-4181)

茨城県労働政策課 (TEL : 029-301-3635)



茨城労働 Seed 茨城県商工労働観光部労働政策課
11月号 第696号 〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6
平成 28 年 11 月発行 TEL 029-301-3635
<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/seed/index.html>